

十一管区における荒天時の走錨海難事故防止対策について

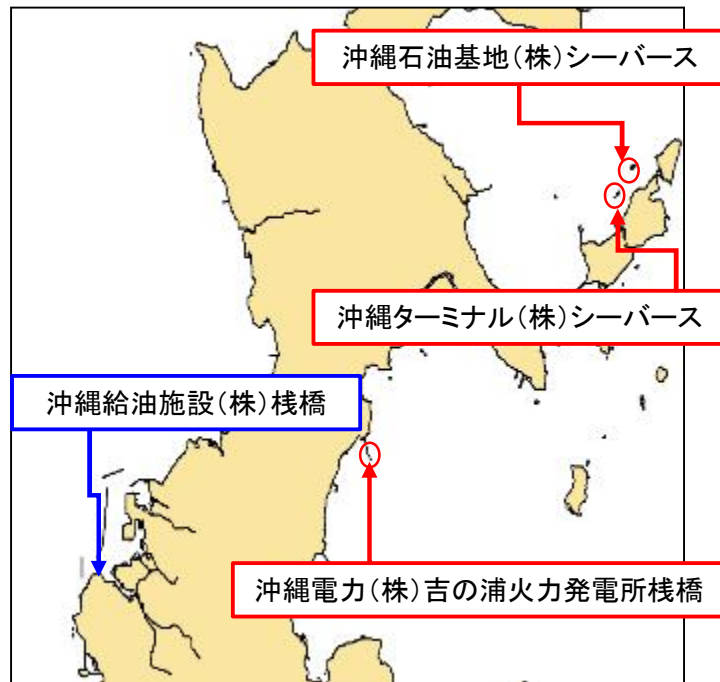
2018年9月4日、非常に強い勢力の台風21号により、関西国際空港周辺海域に錨泊中の油タンカーが走錨し、同空港連絡橋に衝突、アクセスが遮断され、人流・物流に甚大な影響が発生しました。

海上保安庁では、本件を受け、官学民による『荒天時の走錨等起因する事故の再発防止に係る有識者検討会』を設置し、荒天時の走錨等により、交通船舶の安全や重要施設の存続に甚大な影響をもたらすような事故の再発を防止するために必要な対策等について議論が行われました。

この中で全ての海域において当該海域を取り巻く環境、固有の諸事情を勘案しつつ、海事関係者、施設管理者、関係行政機関とともに、対象海域を設定し、対応策を検討することとしました。

これを受け、那覇及び中城海上保安部では、那覇港又は金武中城港の海事関係者、施設管理者、関係行政機関で構築する台風協議会等において、優先検討施設・海域の走錨事故防止策を検討・策定しました。

【優先検討施設】



優先検討施設名	周辺海域
沖縄給油施設(株)棧橋	那覇港
沖縄ターミナル(株)シーバース	金武湾港
沖縄石油基地(株)シーバース	金武湾港
沖縄電力(株)吉の浦火力発電所棧橋	中城湾港

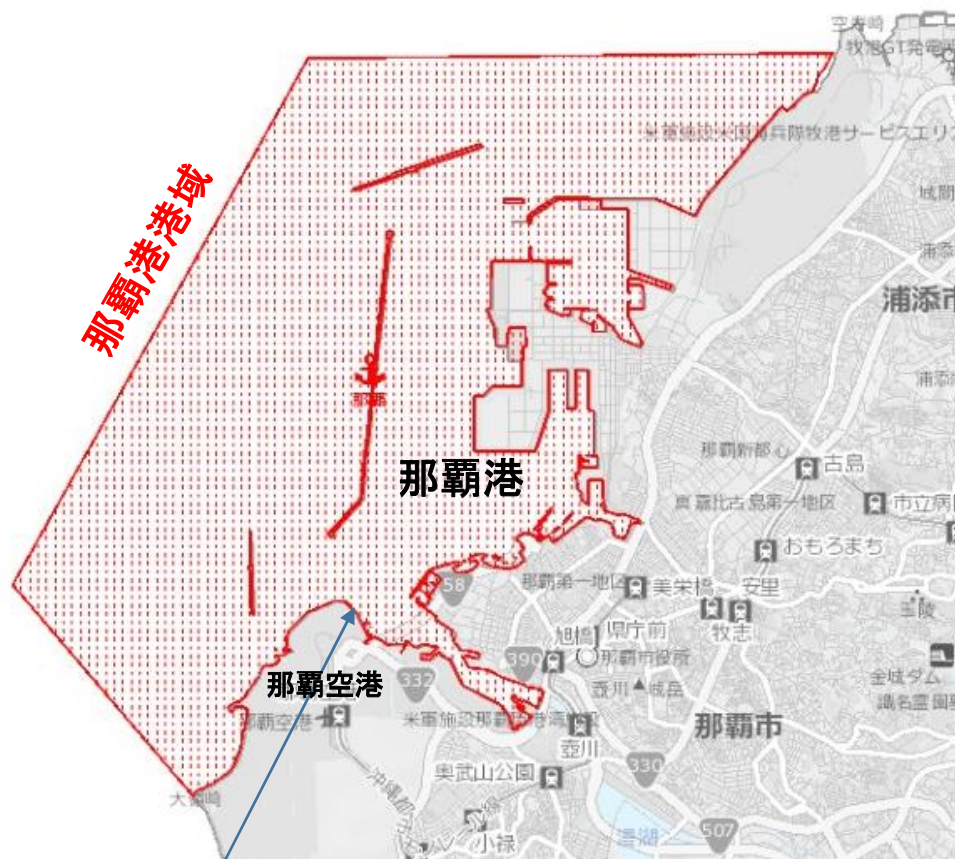
【那覇港及び金武中城港での事故防止対策】

優先検討施設周辺海域において錨泊を制限することを港長の避難勧告(港則法第39条第4項)に盛り込み、走錨海難事故防止を図りました。

各港の避難勧告基準は次頁に掲載しています。

那覇港における避難勧告基準(台風時)

那覇港に影響を与える台風等の来襲が予想され、又は来襲が確実と判断された場合であって、那覇港長から在泊船舶に対して港則法第39条第4項に基づく第一体制(警戒体制)、第二体制(避難勧告)の発出が行われた時は、各船舶は右表に定める要領により措置すること。



沖縄給油施設(株) 棧橋

那覇港における避難勧告等基準一覧

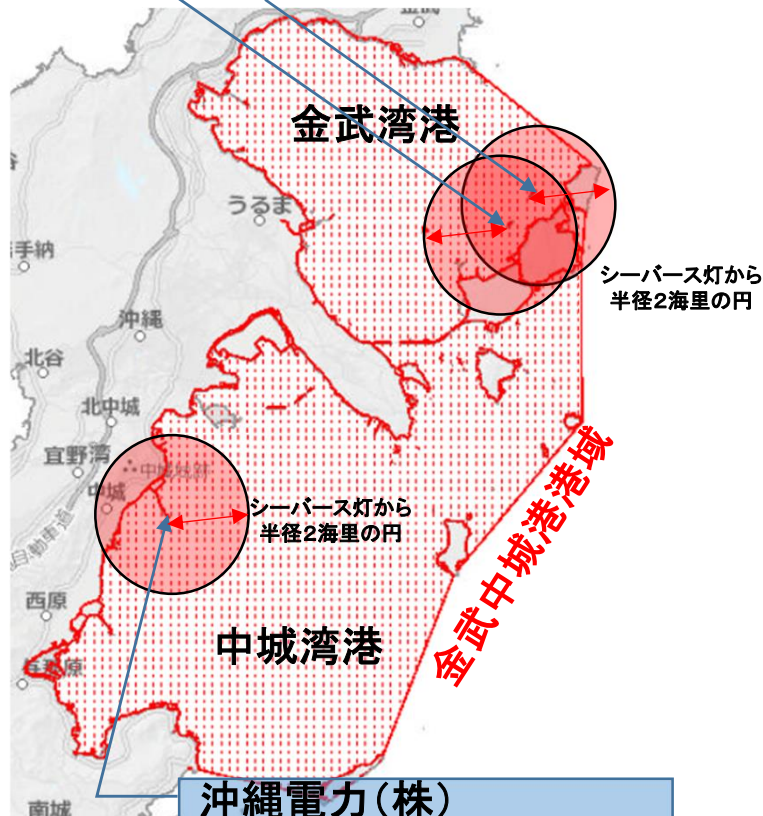
対応部署		那覇海上保安部
対象港		那覇港
台風	第一体制 (警戒体制)	風速25m/s以上の暴風が48時間以内に到達予想
	措置	在港各船舶及び警戒体制発出中に入港する船舶は、台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等の避難準備を整えること。
	第二体制 (避難勧告)	風速25m/s以上の暴風が24時間以内に到達予想
	措置	避難の対象船舶※1は、速やかに那覇港港域外※2に避難すること。 なお、全ての船舶は港内で避泊しないこと。 ※1 避難の対象船舶は、総トン数500GT（総トン数に定めのない船舶は全長55m）以上の船舶とする。ただし、次に掲げる船舶を除く。 (ア) 泊ふ頭岸壁（泊8号岸壁を除く）着岸中の船舶。 (イ) 航行区域が平水区域の船舶。 (ウ) 係留強化、必要に応じ船体を沈降させる等の安全な措置を講じることができる港長が認めた船舶（係留場所は、浦添ふ頭地区内の船舶交通流上支障のない場所に限る） ※2 那覇港港域外とは港則法に基づく那覇港の港域の外をいう（海図上の港界線外）。
	解除	台風の影響圏外となり、次第に平穏となると予想される場合
協議会等		那覇港台風及び津波対策委員会

金武中城港における避難勧告基準(台風時)

金武中城港に影響を与える台風等の来襲が予想され、又は来襲が確実と判断された場合であって、金武中城港長から在泊船舶に対して港則法第39条第4項に基づく第一体制(警戒体制)、第二体制(避難勧告)の発出が行われた時は、各船舶は右表に定める要領により措置すること。

沖縄ターミナル(株)シーバース

沖縄石油基地(株)シーバース



沖縄電力(株)
吉の浦火力発電所棧橋

金武中城港における避難勧告基準

対応部署		中城海上保安部
対象港		金武中城港
台風	第一体制 (警戒体制)	風速25m/s以上の暴風圏が48時間以内に到達予想
	措置	①船舶は、台風の動きに留意し、乗組員の待機、機関の準備等、避難できる態勢を整えること。 ②荷役作業は、直ちに中止できる態勢を整えること。 ③小型船舶は、気象状況に応じ、港内の船溜り等の安全な場所に避難すること。 ④港内工事作業従事者等は、資機材の流出防止措置等を行い、厳重な警戒体制をとること。
	第二体制 (避難勧告)	風速25m/s以上の暴風圏が24時間以内に到達予想
	措置	①避難の対象船舶は速やかに離岸(離棧)し、避難すること。 ②荷役作業を中止し、安全な場所に避難するとともに荒天準備を完了させること。 ③重要施設の周辺海域「半径2海里」を錨泊制限海域とするので錨泊しないこと。 (避難対象船舶500トン以上。ただし、港内において工事・作業に従事している船舶のうち自力航行が出来ない台船等を除くものとする。) ※重要施設とは、走錨により甚大な被害が想定される、沖縄石油基地(株)及び沖縄ターミナル(株)のシーバース並びに沖縄電力(株)吉の浦火力発電所の棧橋をいう。
	解除	台風の影響圏外となり、次第に平穏となると予想される場合
協議会等		金武中城港海難防止会(台風・津波対策委員会)